

「耳の日記念フェスティバル 2015」のご案内

平成27年3月8日（日）に福井市民福祉会館 6F 大ホールに於いて、耳の日記念フェスティバル 2015 を行います。

今回は、NHK や教育テレビでおなじみの4名をお招きして、『特攻の櫻』という公演会を開催する運びとなりました。

米内山明宏氏は「千羽鶴」、那須英彰氏は「二人の特攻隊員と鳥濱トメ」、砂田アトム氏は「関行男大尉」、江副悟史氏は「美しい遺書」という、迫真の手話語りをご披露いただけます。

全国的に有名な演者による素晴らしい表現を堪能いただける、空前絶後の企画です。

また、午前中は隣の福井市文化会館 4F 大会議室において、「人工内耳」の講演会を開催いたします。

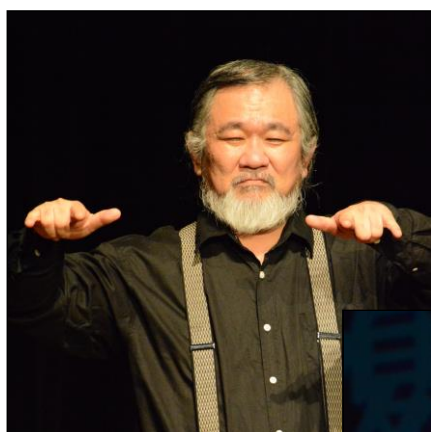
耳の日記念フェスティバル 2014 の際と同様に、構成団体紹介とグッズや書籍販売も行います。

午前中の「人工内耳」講演と、聴力測定および聴力相談は無料で行ないませんが、公演会は有料で前売り券を、H.27.1.12（月）福井市民福祉会館における県ろうあ協会「新年の集い&成人祝賀会」において、発売開始いたします。

前売り券は、県ろうあ協会、福井県中途失聴・難聴者協会、福井県手話通訳問題研究会、全国要約筆記問題研究会福井支部、福井県聴覚障がい者と親の会、福井県手話サークル連絡協議会、それぞれの理事・役員・運営委員からお求めください。なお、当センター事務所でもお求めいただけます。

前売り券 大人 2,500 円、学生(中学生以上)・65 歳以上 1,500 円

当日券 大人 2,990 円、学生(中学生以上)・65 歳以上 2,000 円



米内山
明宏氏



砂田
アトム氏



那須
英彰氏



江副
悟史氏

施設長あいさつ

いよいよ冬将軍の到来です。今年度も残り3ヶ月になりました。今年は幸いと言っては語弊がありますが、台風や地震などの自然災害に大きな影響も無く切り抜けてきました。しかし、狭い日本、日本中で火山活動や地震のニュースが頻繁に入ってきます。何時わが身に振りかかるか分かりませんので注意だけはしたほうがよいでしょう。

ところで、去る11月11日(火)一日かけて福井市による「平成26年度社会福祉法人に係わる指導監査」が実施されました。法人施設開設後初めての監査でした。従来なら県の指導監査ですが、平成25年度から市に権限が委譲されたことにより、市の監査ということになりました。

福井市地域福祉課から3名、障害福祉課から2名計5名の監査官により、法人会計、法人運営に別かれ9時30分から5時までびっしりと監査を受けました。口頭評価があり終了しましたが、12月8日に正式な指導監査の結果として、文書指摘事項および文書指導事項が届きました。是正のための措置を実施し改善の状況を証明する書類提出期限は27年2月9日までです。その決定を真摯に受け止め、今後の事業運営と新しい事業活動に活かしていきたいと考えます。

新しい平成27年が皆様の人生に輝かしい年でありますよう、またご家族のご健康とご多幸を祈念し、御挨拶とさせていただきます。
施設長：眞家 徹

平成26年度職員研修・出張関係報告

手話通訳者養成担当講師リーダー研修会報告

期 日：平成26年9月22日(月) 14:30~23日(火) 17:10

会 場：兵庫県聴覚障害者情報センター 灘区民ホール2F

参加者：約20名 福井県健聴者1名

期 日：平成26年11月22日(金) 12:45~23日(土) 15:40

会 場：新潟県糸魚川市 ビーチホールまがたま

参加者：18名 福井県ろう者3名健聴者3名

全国手話研修センターの主催による、手話通訳者養成講習会の講師養成および養成講習会への適切なアドバイスができる講師のリーダーを養成する研修会に参加しました。

昨年の新潟県糸魚川市における手話通訳者養成講師リーダー研修会でⅠを受講したが、今年度はⅡのテキストと指導書に基づいて、テキストの改正点および指導法を学びました。

報告者：竹原晴彦



聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会報告

主 催：全国聴覚障害者情報提供施設協議会 主 管：情報メディアに関する専門委員会

期 日：平成26年11月5日(水) 13:00~7日(金) 11:30

会 場：青森市 青森県聴覚障害者情報センター

参加者：聴覚障害者情報提供施設ビデオ制作IT担当職員41名

1日目【パネルディスカッション】情報提供施設の役割を考える～情報保障・支援の課題 東日本大震災の経験から～コーディネーター：石川県、パネラー：宮城県：福島県：岩手県

原則的には災害時の支援は行政が中心となるべき。組織として果たす役割の確立を!!

【講義】電話リレーサービス・モデルプロジェクトについて(報告)

世界20ヶ国以上で実施の費用負担は、税金が50%・通信事業者が50%。アメリカはユニバーサルサービス料で実施。ドイツのみが利用者負担。後日、詳細を全聴覚障害者情報提供施設に調査報告書として配布予定。予想以上に文字情報での依頼が多く6割、手話が4割。

2日目【講義】トラブルシューティング

バックアップ(一時的予備)とアーカイブ(永久保管)の違いとメディアの例、TB(テラバイト)の容量が不可欠。肖像権侵害に向けた予防策について、具体的承諾の記録の必要性等。

【実技研修】基礎コース

事前アンケートへの回答で、カメラとカメラワークおよび三脚の重要性と撮影技術の基本や編集技術、具体的に実機使用。

【講義】聴覚障害者向け字幕制作基礎

字幕表示位置、標記基準、記号、字数制限、音情報保障等。受注の際字幕入れ単価と算出基準。

【報告】著作権に関する取り組み 全聴情協情報メディア等に関する委員会：委員長

著作権法に関する専門家（田門弁護士）の協力を得、「補償金」の支払いが公正利用行為の効力要件ではないことを確認。「障害者差別解消法」が成立すれば、後法優先が原則。

【報告】情報保障・情報支援のためのICT活用～タブレットの活用・使えるアプリ～：全聴情協

スマホアプリで、オーディオグラムや音の周波数グラフ等数種類表示。参加健聴者全員の聞こえのレベルを実際に計測。

3日目【グループ討議】ソフト制作担当者の役割を考える

7～8名ずつの5グループ討議、手話通訳・要約筆記の環境は変わっているが、映像制作は何も変わっていない。新人（初心者）用の研修プログラムの必要性。ブロック毎研修も。

【所感】9情報提供施設の字幕入れ手数料を知ることができ、大変参考になった、来年は群馬県で開催、防災に対する全聴情協会と全日ろう連との連携を提案、各都道府県の取り組みの報告を議題に。次回からは是非応用コースに参加し、今年以上の成果を得たい。 報告者：石田稔

手話言語法成果報告会、手話言語法制定を求めるパレード

期 日：平成26年12月12日（金）9：30～16：00

会 場：都道府県会館、日比谷公園霞門→丸の内鍛冶橋駐車場（パレード）

参加者：報告会180名位、パレード500名超（福井県ろう者3名）

【報告】「全国の意見書運動の取り組み状況について報告」全日本ろうあ連盟理事

【報告】条例制定後の状況報告と条例検討中の状況報告

鳥取県・北海道・三重県・佐賀県・兵庫県・福島県・群馬県・神奈川県・

【報告】衆議院解散後の地域の取り組み各ブロック代表より報告

北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国地区・四国・九州

【まとめ】決意表明

【手話言語法制定を求めるパレード】

コース：日比谷公園霞門→丸の内鍛冶橋駐車場前(2.8キロ1時間20分)

【所感】

47都道府県から約180名が集まり、東京に於いて手話言語法成果報告会が開催された。手話言語法制定の意見書提出を求める運動報告があり、全国の意見書提出は77%で100%達成を目指す誓言をした。全国各地の手話言語法条例制定及び条例検討中の報告があった。

各ブロック代表者がブロックの状況について報告。北信越ブロックは新潟県と富山県と石川県は採択100%。福井県はあと1町。長野県は村が多い為37.2%。

午後2時半から日比谷公園で500名超が集合し、福井県からは3人が参加、パレードを行った。2.8キロを歩きながら手話言語法制定をアピールした。生まれて初めてパレードを体験し、足がパンパンできつかったけれど、楽しかった。

今回の報告会は大変有意義であり、地元を持ち帰り県と市町に於いても手話条例制定を目指して取り組んでいきたい。 報告者：竹原晴彦



NHK 厚生文化事業団・寄贈番組・東京都消費生活総合センターのビデオ新着情報

分類番号	センター管理No.	番組名	分数
CB2014-008	190661	世界温泉遺産～神秘の力を訪ねて～オーロラを望む絶景温泉アラスカ・チナ温泉	46
CB2014-032	190662	はなかつぱ「僕、はなかつぱ」「おじいちゃんはすごい!」	10
CC2014-001	190663	洗濯の心得～選択とクリーニングの基礎～	23
CC2014-002	190664	若者たちを狙う悪質商法～SNSを悪用した出会いにご用心～	24
ZF2014-001～003	190665	NHK みんなの手話 第1回 あいさつ 第2回 天気/季節 第3回 家族	75
ZF2014-004～006	190666	NHK みんなの手話 第4回 質問 第2回 好き/嫌い 第3回 数/月日に関する	75

平成 26 年度委託事業中間報告

区分	事業名	会場	時期	回数	受講	修了
社会福祉事業	手話奉仕員養成新課程	福井市研修センター	4.17～27.3.12(木)	46	23	未
	手話奉仕員養成基礎課程	県視覚障害者情報文化会館	5.12～27.2.2(月)	30	10	未
	〃	福井市研修センター	5.14～12.10(水)	30	17	14
	奉仕員レベルアップ講座	福井市研修センター	7.14～11.17(月)	15	12	10
	〃	越前町朝日生涯学習センター	7.11～11.14(金)	15	21	19
	〃	敦賀市男女共同参画センター	7.15～11.11(火)	15	8	8
	手話奉仕員講師連続講座伝達講習	アイアイ鯖江・ハートフルたけふ	9.27～27.3.15	8	39	未
	手話通訳者養成基本課程	敦賀市あいあいプラザ	5.26～12.1(月)	23	11	11
	手話通訳者養成応用課程	越前町朝日生涯学習センター	5.26～12.1(月)	23	6	6
	手話通訳者養成実践課程	福井県社会福祉センター	5.1～6.26(水)～27.3	19	10	未
	手話通訳者ステップアップ講座	福井県社会福祉センター	7.19～11.15(土・日)	19	10	10
	〃	敦賀市男女共同参画センター	7.19～11.29(土・日)	19	5	5
	要約筆記者養成講座	福井市研修センター	5.17～11.1(土)	22	5	4
	〃	敦賀市男女共同参画センター	5.15～11.6(木)	22	5	5
	要約筆記者移行研修講座	サンドーム福井	11.22～27.1.24(土・日)	8	15	未
	手話通訳者全国統一試験	福井市研修センター	12.6(土)	1	17	17
全国統一要約筆記者認定試験	福井県社会福祉センター	27.2.22(日)	1	21	未	
公益事業	敦賀市手話奉仕員養成新課程	敦賀市あいあいプラザ	5.13～27.2.10(火)	46	13	未
	敦賀市手話奉仕員養成基礎課程	敦賀市あいあいプラザ	7.1～27.2.10(火)	35	8	未
	坂井市手話奉仕員養成基礎課程	坂井市健康福祉センター	5.17～11.26(水)	27	8	8
	大野市手話奉仕員養成新課程	大野市結とびあ	4.9～27.3.11(水)	46	21	未
	大野市要約筆記者養成事業	大野市結とびあ	5.18～10.12(日)	22	8	7
	手話通訳者健康診断事業	光陽生協クリニック・つるが生協診療所	27.1.10/1.14/1.17	3	25	未

平成 26 年度手話通訳者全国統一試験 H.26.12.6(土) 福井市研修センター
 審査員会 H.26.12.21(日) H.27.1.12(月) 採点結果提出 1.14(水) 合否発表 3.10(火)

平成 26 年度全国統一要約筆記者認定試験 H.27.2.22(日) 県社会福祉センター
 手書きのみ、パソコンのみ、両方 合否発表 H.27.3.16(月)

平成 26 年度手話通訳士現任研修第 3 回福井会場
 H.27.2.6(金) 自宅研修 2.7(土) 9:30～8(日) 14:30 県社会福祉センター
 基礎研修 = 手話通訳演習、倫理と事例検討、実技(模擬通訳)「教育」
 政見放送 = 政見放送研修 1 理論編 2 実技編



平成 26 年度手話・要約筆記体験講座

☆初心者対象の体験講座です。

手話 昼の部 H.27.1.31、2.7、14、21、28(土) 10:00～12:00 5回 2,500円 県社会福祉センター(定員 20名)

夜の部 H.27.2.20、27、3.6、13、20(金) 19:00～21:00 5回 2,500円 県社会福祉センター(定員 20名)

要約筆記 H.27.3.1、15、22、29(日) 13:00～16:00 4回 各回 500円 県社会福祉センター(定員 20名)

聴覚障がいに係わる様々な社会的課題について

昨今の聴覚障がい者に係わる様々な課題が、各方面から聞こえてきます。順は不動で思いつくままに記しますが、(1) 聴覚障がいゆえに十分な精神医療を受けていない、あるいは十分な理由のないまま精神科に長期入院していること。(2) 昨年の秋、北海道での教員採用試験に聴覚障がい者が初めて合格した報道があった。教員採用もさることながら、聾教育全体の教育課題と就労課題。(3) 聴覚障がい者の職場におけるコミュニケーション課題と業務外コミュニケーション課題。(4) 著作権制限が多い中で、幅広い聴覚に障がいを持つ人々を対象にした「公衆通信」をすることの課題。(5) 高齢聴覚障がい者の「自分語り」の課題。(6) 災害時における聴覚障がい者支援の課題。等々がある。今回は、特に生命に係わる「災害時における聴覚障がい者支援」についてまとめてみます。

3月11日の東日本大震災時における聴覚障がい者支援の検証で、被災時に聴覚障がい者の<置かれた状況と必要な支援>をまとめると、以下(1)～(3)のような状態であったという。

- (1) 発災初期の状況・電気、水道、ガスのライフラインがストップし、正常な生活ができない中で、『停電により、テレビ・パソコンを見られず、電話、FAXも不通となったため、必要な情報を入手できない。一般には、ワンセグ対応の携帯電話やワンセグTV、携帯メール等を通じた情報収集は可能となるが、高齢ろう者には困難。
- (2) 被災下で聴覚障がい者の置かれた状況の特徴として、マスメディアの音声情報が伝わらない。情報取得に注意を続けること。例えば、テレビのテロップが流れるチャンスを逃さないよう。また、筆談に応じてくれる者を探すなどにより、健常者以上に疲労が蓄積しがち。聴覚障がい者は、耳からの情報が入らないことから、的確な行動をとりにくい立場にあるにもかかわらず、見た目が健常者と変わらないため、本当に困っていることを周囲の者から理解されないことがある。避難所等での注意の声や話しかけられたことにも気が付かず、孤立する恐れがある。
- (3) 災害時の必要な支援として、安否の確認。余震、津波など更なる災害発生時への備え等に関する緊急の情報発信。特に必要な場合に、手話通訳者、ろうあ者相談員、介助員等を速やかに派遣すること。聴覚障がい者への被災時の生活情報発信、困りごと相談。少しでも手話で話すことができる機会を作ること。

などが挙げられていた。

また、<安否確認、被災状況>としては、

- (1) 安否確認として、数次にわたりFAX送受信を通して確認。
 - ①聴覚障がい者協会各市町村支部の会員全員にFAX送信。
 - ②非会員のろうあ者(難聴者を含めて)には、手話通訳者派遣履歴(利用者名簿)のある聴覚障がい者に対しFAX送信。
※①、②のFAXにより確認できなかった場合には、『確認できない名簿』を作成し、県から市町村に連絡し、市町村職員が自宅を確認し、状況を県に報告。
 - ③中途失聴・難聴者の場合には、県中途失聴・難聴者協会の役員、事務局において対応する。確認できなかった場合の取扱いは、上記に同じ。
- (2) 会員の被災状況については、
 - ①身体、生命に関わる被害の報告なし。
 - ②その他、家屋等の被害状況など罹災証明書を受けたろう者については、全日本ろうあ連盟に報告した。更に、避難所の県外聴覚障害者の確認・支援を行い、
- (3) 時期、対応体制として、4月初旬から概ね3週間かけて、避難所に近い協会の会員等が県内避難所に出向いて確認をした。
- (4) 確認・支援の内容として、避難所へのろう者の避難の有無については、ろう者がいる場合、体調の様子。困っていること。通訳の要否。『電話お願い手帳』。ろう者がいない場合は、ポスター、支援センターのパンフレット配置。ろう者がいた場合には、支援センターへの連絡。不明の場合は、ポスターを掲示のうえ、避難所内を確認。
- (5) 結果として、各地区の避難所を除き、ろう者は不在。なお、地区では、当初、ろう者がいたらしいが、災害対策本部が対応した時点では把握できなかった。

と報告されている。

また、<会員等への被災中の生活情報提供(FAX)>というものが、提供内容の例として、①困りごと相談の有無、②手話通訳者・要約筆記者派遣の必要あるときの連絡・依頼方法、③家屋、外構等が被災した場合の対応方法、④県内ライフラインの復旧状況等が発信された。

次に、全日本ろうあ連盟の対応についてもまとめられていた。

『3月18日に、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会で構成する「東日本大震災聴覚障害者救護中央本部」会議を開催した。

『東日本大震災聴覚障害者救護中央本部』の活動状況

① 情報保障

- ・3月12日、NHKに地震報道における聴覚障害者への情報保障に関し、緊急要望を提出。
- ・3月13日、首相官邸での記者会見への手話通訳手配について、内閣府・厚生労働省と協議。

② 物資支援活動

- ・4月中旬、物資の運送ができる見通しがついたため、被災地から要望(6日)のあった物資の寄付受付を始め、短期間内に、全国各地から多くの寄付をいただいた。野菜ジュース、ビタミン剤、イレットペーパー、サランラップ、アルミホイル、消臭剤(噴霧タイプ)、ジェルタイプ消毒石鹸、除菌ウエットティッシュ、うがい薬等
- ・会員の知人を通し、自転車20台の寄付。
- ・支援物資は、次により運送。1号車:4/10～15(宮城・岩手)、2号車:4/8～11(宮城)、3号車(日本財団車):4/8、11(宮城)・・・自転車を運送

③ 義援金は、947件 50,644,853円(9/8現在)であったという。

<反省・課題及び今後の取組み>として、

(1) 反省・課題

- ① 災害初期の連絡手段…災害時の初期対応が重要であるのに、FAX・電話が不通のため、連絡・通信手段が途絶。このため、今後、特に初期対応のため、自家発電装置の配備が望ましい。
- ② 情報収集力の維持…センターは、情報発信の中核となる「聴覚障害者情報提供施設」と位置付けられており、電気・通信手段が途絶した中であっても、マスメディアからの情報収集力は最低限維持しなければならない。このため、電力のみに頼らないモバイル端末(iPad等)の保有は不可欠。
- ③ 非常時の連絡・対応体制の不備…非常時の事務局職員の連絡系統表はあるが、県聴協全体、あるいは他の関係団体を含めた連絡系統や対応体制は全く整備していなかったため、災害初期における会員の安否確認の方法、対象範囲、役割分担など改めて検討を要したことから、初期活動は必ずしも迅速・的確なものとは言えなかった。今後は、他団体との協働を含めた連絡・対応体制を整備する必要あり。
- ④ 県は、要請に基づく手話通訳者・要約筆記者派遣のための乗用車についても、緊急車両優先の給油スタンドでの給油、通行制限の解除に出来るだけ早期に、きめ細かに対応するべき。
- ⑤ 安否確認を行っての感想…住民の中には、家族にろうあ者がいることや、自分が難聴者であることを話たくないという者もあり、関係団体が赴いて手を差し伸べることに限界を感じることもある。このため、一人暮らし世帯、障害者リストなど要支援者である住民を把握し、対応マニュアルも作成している市町村は、関係団体の活動だけに任せず、市町村でも積極的に動くことが望まれる。

(2) 今後の取組み(聴覚障がい者支援事業)として、

- ① 災害時における聴覚障害者等の支援の在り方、支援内容、関係団体との連携方法等についての検討。
- ② 災害時対応マニュアル及び手話ハンドブック等の作成。参考例として、災害弱者のための防災援護マニュアル(県保健福祉部障害福祉課)。また、「知ってほしい!聞こえなくて困ること～災害の時～聴覚障害者支援マニュアル」などを利用した(聴覚障害者協会他)。
- ③ センターにおける避難訓練の実施。

等がまとめられていた。今後、福井県においても、様々な条件を想定し、その準備・訓練が求められると思います。